

令和 4 年 度

兵庫県内部管理評価報告書審査意見書

令和 5 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第15号
令和5年9月19日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県監査委員

高橋みつひろ
中田慎也
花岡正浩

令和4年度兵庫県内部管理評価報告書の審査について

令和5年8月10日付け審第1043号で審査依頼がありました令和4年度兵庫県内部管理評価報告書を審査した結果について、別添のとおり意見を提出します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員小畑由起夫は審査を実施しておりません。

— 目 次 —

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第 2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	2

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 4 年度兵庫県内部管理評価報告書

2 審査の手続

知事から提出された兵庫県内部管理評価報告書について審査を行った。

審査に当たっては、

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか

イ 内部管理の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に実施されたか

等の点について検証し、兵庫県監査委員監査基準に準拠して、リスク評価シート等の照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施するとともに、財務監査等の結果も参考にして慎重に審査した。

第 2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

兵庫県内部管理評価報告書について、審査した限りにおいて、評価手続等及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

2 審査の意見

留意・改善・要望事項については以下のとおりである。

(1) 内部管理の実効性確保

総括部局、推進部局をはじめとする推進組織の取組等により、指摘事項となるような不備は見受けられなかった

しかしながら、リスク評価シートの重点リスクに記載していても、財務監査でリスクと同じ内容の誤りが指摘等されており、内部管理の効果が十分に発揮されていないものがあった。

また、財務監査において指導された財務事務上の誤りをリスク評価シートの重点リスクに記載していないものも見受けられた。

不備のあった所属の内部管理推進員は、所属の実情に応じた具体的なリスク対応策を講じ、再発防止に努められたい。

(2) 内部管理制度の更なる周知徹底

内部管理制度の導入から3年目となるにもかかわらず、リスク評価シートの記載内容に不適切なものが見受けられるなど、制度が職員に十分に浸透しているとは言いがたい不備が認められた。

職員への意識付けが浸透し、職員一人一人が自ら携わる業務に内包される重点リスクを理解した上で、その対応策を常に意識して業務を遂行することが必要である。

適正な事務の執行を図るため、特に部局長をはじめとする幹部職員は、職員への意識付けと周知徹底に引き続き努められたい。

(3) 評価対象期間外に発覚した事案の取扱いについて

兵庫県内部管理評価報告書4(3)に記載されている「国庫支出金の請求漏れ」については、内部管理の運用上の重大な不備に相当すると考えられる。

しかしながら、制度運用上、評価基準日以降に発覚したことから評価対象外としていることは、制度の実効性を確保するうえでの重大な課題である。同事案の重大性を真摯に受け止め、再発防止に向けて事案の周知と具体的な対策を講じるとともに、評価対象期間外に発覚した不備の評価方法等の取扱いについて検討されたい。